

木曽岬町と日本郵便株式会社との包括連携に関する協定書

(連絡責任者)

第5条 本協定に関する連絡責任者は、それぞれ次のとおりとする。

甲 木曽岬町 総務政策課長

乙 日本郵便株式会社 木曽岬郵便局長

木曽岬町（以下「甲」という。）と日本郵便株式会社木曽岬郵便局並びに弥富郵便局（以下「乙」という。）は、以下のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、甲乙それぞれが有する人的・物的資源を有効に活用して、地域の課題解決、地域の活性化及び町民サービスの向上等を図ることを目的とする。

(連携事項)

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について、業務に支障のない範囲で、連携して取り組むものとする。

- (1) 安心・安全な暮らしの実現に関すること
- (2) 地域経済の活性化に関すること
- (3) 未来を担う子どもの育成に関すること
- (4) 地方創生の推進に関すること
- (5) その他、第1条に掲げる目的達成のための施策に関すること

2 甲及び乙は、前項各号に掲げる事項を効果的に実施するため、定期的に協議を行うものとする。また、具体的な連携内容については、甲乙合意の上、決定する。

(協定内容の変更)

第3条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

(守秘義務)

第4条 甲及び乙は、第2条に定める連携事項の検討及び実施により知り得た相手方の秘密情報を、相手方の事前の書面による承認を得ずに第三者に開示・漏えいしてはならない。

2 甲及び乙は、本協定が理由の如何を問わず終了した後も、前項に定める秘密保持の責務を負うものとする。

(有効期間)

第6条 本協定の有効期間は、締結日から2021年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間が満了する日の1か月前までに、甲又は乙が書面により特段の申し出を行わないときは、有効期間が満了する日の翌日から1年間本協定は更新され、その後も同様とする。

(協議)

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

2020年9月25日

甲 桑名郡木曽岬町西対海地251
木曽岬町

木曽岬町長

加藤 隆
木曽岬町長印

乙 桑名郡木曽岬町西対海地46
日本郵便株式会社 木曽岬郵便局

局長

白木 壱

日本郵便株式会社 木曽岬郵便局
印

局長

葉山 伸一

日本郵便株式会社 弥富郵便局
印